

食安輸発0508第1号
平成26年5月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産二枚貝の原産地証明書)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成26年4月28日付け食安輸発0428第1号）にて通知したところです。

今般、韓国政府より二枚貝の原産地証明書（生食用生カキ除外）を変更する旨の連絡があったことから、同通知の別添2を別紙のとおりとしますので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、本年5月18日までに発行された証明書は、旧様式であることを申し添えます。